

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (24)

令和4年9月1日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 稔 軌
外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所を下線を引いた。

記

乙A号証（原子力発電所の安全性（総論）に関するもの）

乙A第7号証の2 実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について

（平成30年改訂版）（抜粋）

[表紙, i～xi頁, 216～228頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 平成30年12月19日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力規制委員会が、新規制基準に係る見解を示していること及びその内容を証する。

（原子力規制委員会のホームページよりダウンロードした。）

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震，地盤，津波等）に関するもの）

乙B第118号証 上載地層法に代わる破砕帯活動性評価手法

（日本地質学会第123年学術大会講演要旨）

作成者 島田耕史他

作成年月日 平成28年9月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 交差切りの法則は，断層相互間でも適用することが認められていること，及び上載地層法は，交差切りの法則に基づく相対的年代測定手法の一つであること。

（科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）のホームページよりダウンロードした。）

乙B第119号証 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第871回
議事録（抜粋）

[表紙，1～3，76，77頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 令和2年7月3日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 H断層系を敷地内断層の活動性評価の代表としたことについて，新規制基準適合性確認審査において理解したとされていること。

（原子力規制委員会のホームページよりダウンロードした。）

乙B第120号証 萩原地域の地質（地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 金沢
（10）第60号）（抜粋）

[表紙，位置図，54～66頁]

作成者 河田清雄他

作成年月日 昭和63年

原本・写しの別 写し

立証趣旨 畑佐断層を三尾河断層の南方延長として一連の断層とみることは否定されていること。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センターのホームページよりダウンロードした。)

以上

